

中核市移行に伴う関係条例の整備について

平成19年11月26日
市長公室

1 趣旨

中核市への移行に伴い、移譲される事務等に係る条例を整備しようとするものである。

2 条例の内容

所管部	条例の名称	改正の趣旨
市長公室	盛岡市外部監査契約に基づく監査に関する条例 (一部改正)	中核市移行に伴い、包括外部監査契約の締結が義務付けられることから、規定の整備をしようとするもの
環境部	盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (一部改正)	産業廃棄物を含めた廃棄物の減量及び適正な処理を推進するための事業者等の義務、廃棄物処理施設等の設置手続、廃棄物処理業の許可の取消しの基準等を定めようとするもの
環境部・保健福祉部	盛岡市手数料条例 (一部改正)	使用済自動車の再資源化等に関する法律の規定に基づく引取業者の登録申請手数料等を定めるとともに、保健所手数料条例の制定に伴う規定の整理をしようとするもの
保健福祉部	盛岡市社会福祉審議会条例 (新規制定)	社会福祉法の規定に基づき、社会福祉審議会に関し必要な事項を定めようとするもの
	盛岡市感染症診査協議会条例 (新規制定)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、感染症診査協議会に関し必要な事項を定めようとするもの
	盛岡市保健所条例 (新規制定)	地域保健法の規定に基づき、保健所の名称、位置及び所管区域を定めるとともに、保健所運営協議会に関し必要な事項を定めようとするもの
	盛岡市保健所手数料条例 (新規制定)	飲食店営業許可申請手数料等の保健所の手数料に関し必要な事項を定めようとするもの

	盛岡市旅館業法施行条例 (新規制定)	旅館業法の施行に関し、旅館営業の施設の構造設備の基準等必要な事項を定めようとするもの
	盛岡市興行場法施行条例 (新規制定)	興行場法の施行に関し、営業の変更等の届出について定めようとするもの
	盛岡市化製場等に関する法律施行条例 (新規制定)	化製場等に関する法律の施行に関し、変更の届出を要する事項等必要な事項を定めようとするもの
	盛岡市食品衛生法施行条例 (新規制定)	食品衛生法の施行に関し、公衆衛生上講ずべき措置の基準等必要な事項を定めようとするもの
	盛岡市と畜場法施行条例 (新規制定)	と畜場法の施行に関し、一般と畜場の構造設備の基準等必要な事項を定めようとするもの
	盛岡市温泉法施行条例 (新規制定)	温泉法の施行に関し、氏名等の変更の届出等必要な事項を定めようとするもの
	盛岡市夜間急患診療所条例 (一部改正)	夜間急患診療所の移転に伴い、その位置を改める等必要な規定の整備を行おうとするもの
都市整備部	盛岡市屋外広告物条例 (新規制定)	屋外広告物法の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業に関し必要な事項を定めようとするもの
下水道部	盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 (新規制定)	浄化槽法の規定に基づき、浄化槽保守点検業者の登録に関し必要な事項を定めようとするもの
会計課	盛岡市収入証紙条例 (一部改正)	新たに制定される手数料について、収入証紙での収入を可能とするとともに、市以外の者の証紙の売りさばきについて規定する等必要な事項を定めようとするもの

3 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日とする。ただし、盛岡市屋外広告物条例中、屋外広告物審議会の設置に係る規定については、公布の日とする。